

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

【軽自動車税の手続きについて】
軽自動車税は毎年 4 月 1 日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車などを所有している人に課税されます。
現在所有していなくても、手続きが済んでいないと翌年度も課税されますので、忘れずに手続きしてください。

手続きの場所・お問い合わせ	
バイク 125cc以下 小型特殊自動車	町税務課住民税係 ☎ 56－8003
バイク 125cc 超	北海道運輸局札幌運輸支局 ☎ 050－5540－2001（着信後 037）
軽自動車 （四輪乗用・四輪貨物用）	軽自動車検査協会札幌主管事務所 ☎ 050－3816－1763

【消費税及び地方消費税の中間申告と納付】
◇中間申告と納付が必要な方
個人事業主で令和 7 年分の確定消費税額が 48 万円を超える方
※ 48 万円以下でも任意の中間申告制度あり
※確定消費税額…確定申告により確定した消費税の年税額
◇中間申告の方法
①前年実績による中間申告
令和 7 年分の確定消費税額から算出された中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」と「納付書」が税務署から届きますので、必要事項をご記入のうえ提出・納付してください。
②仮決算に基づく中間申告
事業状況が令和 7 年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。
○詳細は HP でご確認ください（https://www.nta.go.jp）
8 月 31 日(月)は町道民税の第 2 期と国民健康保険税第 3 期の納期限です。納期内納付にご協力をお願いします。納付が困難な場合は必ずご相談ください。（納税係☎ 56－8002）

募集

会計年度任用職員募集

子育て支援員（フルタイム） 1 名
■応募資格／保育士免許有資格者
■任用期間／任用日 3 月 31 日
■業務内容／子育て家庭の交流促進、子育てに関する相談、遊びの広場に関する業務、そのほか付随する業務
■勤務時間／平日 8 時 45 分～17 時 30 分
※土曜日は交代で最大月 2 回程度
■勤務場所／子育て支援センター
■賃金・待遇／月額 20 万 24 万円程度
■社会保険・雇用保険・厚生年金・通勤手当・賞与有
■申込方法／履歴書と保育士証の写

し、ハローワークの紹介状を提出
■俱知安町地域子育て支援センター
☎ 55－8355
■子ども支援係事務補助職員 1 名
■応募資格／ワード・エクセルなどのパソコン操作ができる方
■任用期間／11 月 1 日～翌年 3 月 31 日
■業務内容／一般事務・窓口業務（保育施設の入所や児童クラブの入会手続き、児童手当の申請手続きなど）
■勤務時間／平日 8 時 45 分～17 時 30 分（週 4 日勤務）または 9 時～16 時（週 5 日勤務）のいずれか
■勤務場所／子ども支援係
■賃金・待遇／月額 15 万 19 万円程度
■社会保険・雇用保険・厚生年金・通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出
■子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116
■児童支援員 5 名
■応募資格／子どもが好きな方（保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可）
■任用期間／任用日 9 月 30 日(木)※10 月から児童館・放課後児童クラブの運営を民間委託するため、町での任用は 9 月 30 日(木)まで、10 月以降は、民間委託先での雇用となります
■業務内容／遊びを通じた生活指導
■勤務時間／平日 11 時～18 時または 13 時～18 時、土曜・長期休暇期間 8 時～18 時の間で 6 時間程度のシフト制

■勤務場所／北児童館および各小学校内にある放課後児童クラブ
■賃金・待遇／月額 16 万 19 万円程度、社会保険・雇用保険・厚生年金・通勤手当・賞与有
■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
興味がある方の見学も受け付けています。問い合わせください。
■子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116
■児童支援員補助職員 若干名
■応募資格／子育て経験者
■任用期間／任用日 9 月 30 日(木)※10 月から児童館・放課後児童クラブの運営を民間委託するため、町での任用は 9 月 30 日(木)まで、10 月以降は、民間委託先での雇用となります

■業務内容／児童支援員の補助
■勤務時間／平日 14 時～18 時、長期休暇期間 8 時～14 時または 14 時～18 時（変更の場合有）
※週 20 時間未満
■勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ
■賃金・待遇／時給 1203 円 1348 円程度、通勤手当・賞与有
■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出
※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事をしたい方にご相談ください
■子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116

■南児童館厚生員 2 名
■応募資格／保育士有資格者・教員免許（幼・小・中・高）取得者または児童関連事業に 2 年以上の従事経験者
■任用期間／任用日 9 月 30 日(木)
■業務内容／遊びを通じた生活指導、レクリエーション活動、児童館に係る事務など
■勤務時間／平日 9 時～17 時 30 分シフト制で週 31 時間
■勤務場所／南児童館
■賃金・待遇／月額 16 万 19 万円程度、社会保険・雇用保険・厚生年金・通勤手当・賞与有
■申込方法／履歴書と資格者証の写し、ハローワークの紹介状を提出
興味がある方の見学も受け付けています。問い合わせください。

■子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116

自衛官募集

一般曹候補生（第 2 回）
■受験資格／採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者
■受付期間／受付中 9 月 1 日(火)～9 月 16 日(木) 27 日(日)
■面接・身体検査／10 月 18 日(火)～22 日(木)のいずれか指定された日
自衛官候補生（第 3 回）
■受験資格／採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の者
■受付期間／受付中 9 月 7 日(月)～9 月 24 日(木) 30 日(木)のいずれか一日
予備自衛官補
■受験資格（一般）／18 歳以上 52 歳未満の者
■受験資格（技能）／18 歳以上で国家免許資格等を有する者
■受付期間／受付中 9 月 10 日(木)～9 月 12 日(土) 10 月 2 日(金)
■面接・身体検査／10 月 3 日(土)、4 日(日)のどちらか指定された日
※詳細は俱知安地域事務所へ問合せ
■俱知安地域事務所 ☎ 23－3540
（自衛官募集相談員）古谷和之、清水礼子、油谷賢次、名畑由美、前田義江、北原玲子、作井繁樹

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）
・白樺団地（北 4 東 7）
3 L D K 1 戸（1 号棟 1 階）

■募集期間／8 月 3 日(月)～17 日(月)
応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。
■建設課住宅係 ☎ 56－8009

周知

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

児童扶養手当および特別児童扶養手当の受給者は、前年の所得などを確認するために毎年、現況届（所得状況届）を提出する必要があります。この手続きは、手当を継続して受給できるかどうかを決める大切な手続きです。届出用紙を受給者に郵送しますので、必ず期限内に提出してください。

ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。
■提出期間／

児童扶養手当
8 月 3 日(月)～8 月 31 日(月)
特別児童扶養手当
8 月 12 日(木)～9 月 11 日(金)
■子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116

町民スポーツフェスティバルパークゴルフ大会の開催

パークゴルフ大会兼町民パークゴルフフェスティバルを開催します。
■日時／9 月 6 日(日) 8 時(受付開始)
■場所／旭ヶ丘公園パークゴルフ場
■参加料／無料
※用具の貸し出しは有料

■申込方法／申込用紙がありますのでお問い合わせください

■申込期限／8 月 19 日(木) 17 時まで
■東急コミュニティーアリーナ俱知安（総合体育館） ☎ 22－2288

ポイ捨て禁止啓発看板の配布

町内におけるごみのポイ捨てが増加しているため、町では、町内の小学生から啓発ポスターを募集し、入選作品をもとに「ポイ捨て禁止啓発看板」を作成しました。
希望する方には、看板の配布を行いますのでお問い合わせください。詳細は町 HP をご覧ください。



■住民環境課環境対策室環境係
☎ 56－8008

Kutchan ID+のアカウント情報更新が必要になります

俱知安観光協会で提供している町民優待サービス『Kutchan ID+』について、俱知安町に居住している方々がサービスを適正に受けられるよう、定期的なアカウント情報の更新が必要になります。

リフト券の町民優待をはじめとする令和 8 年度の秋・冬シーズンのサービスを利用する場合は、9 月～10 月にアカウント情報の更新手続きまたは新規登録が必須となりますので、必ず更新・登録手続きをおこなってください。

手続きの詳細については、9 月広報および町公式 LINE にて今後お

知らせします。

※手続き期間を過ぎると、秋・冬シーズンのサービス利用が一切できませんのでご注意ください。

倶知安観光協会 ☎ 55―5372

絵本館でミニシアター

絵本館にて、くっちゃん子どもミニシアターを行います。

■日時／8月12日(木)13時～15時

■上映映画／はたらく細胞

■定員／30名（定員になり次第、受付終了）

■申込／下の二次元コードから電子申請で申込

■観覧料 無料（社会教育係）



読み聞かせの会「ぐりとぐら」

読み聞かせの会「ぐりとぐら」による手遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。

赤ちゃんから大人までどなたでもお越しください。

■日時／8月21日(金)、10時15分～10時45分

■場所／絵本館

■観覧料 無料（社会教育係）

観光地づくり加速化補助金

道では各地の特性や実情に応じた魅力的な観光地づくりの推進を図るため宿泊事業者などが行う設備導入に係る費用の一部を補助します。

■対象／宿泊事業者（旅館・ホテル・簡易宿所）、観光協会・DMO、

観光関連事業者

■申請受付期間／8月3日(月)～10月30日(金)

■補助対象経費／省力化による利便性向上、旅行者の安心・安全、観光コンテンツの充実化、その他受入環境整備に合致する設備導入・備品購入などの費用

■補助率／補助対象経費の2分の1以内

■補助上限額／2百万円

（1宿泊施設または1整備計画あたり）

詳しくは専用HPをご覧ください。



■観光地づくり加速化補助金事務局

☎ 011-213-1780

公民館エレベーター設置工事に伴う車両等の通行止めについて

公民館エレベーター設置工事に伴い、図のとおり車両等が通行止めとなつていきます。

公民館南側の駐車場をご利用の方は、西側の歩行者通路を通じて正面入り口から入館してください。

利用の方にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。



■期間／令和9年3月末まで（予定）
■公民館 ☎ 22―0230

まちの事件簿―地域安全ニュース

6月の主な事件

▽警察官をかたる者に現金をだまし取られる事件が発生しました。
▽SNSアカウントの復旧サポートの名目で電子マネーをだまし取られる事件が発生しました。
▽車両がペンキで汚損される器物損壊事件が発生しました。

6月の主な交通事故

▽6月2日、道道において車両と自転車との人身事故が発生しました。

消防署からのお知らせ

熱中症予防のために

この時期は暑い日が続く、熱中症による救急要請が多く発生します。「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節が上手に働かず、体内に熱がこもった状態を指します。屋内外問わず発症し、場合によっては、命に危険を及ぼす可能性があります。暑さを避けることも、体調の変化に気をつけ、熱中症による健康被害を防ぎましょう。エアコンなどで温度を調節しましょう。

○日陰を利用し、こまめに休憩をとしましょう。

○のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給をしましょう。

○少しでも体調に異変を感じたら、日陰や風通しのよいところに移動し、自力で水分が摂れない場合、症状が改善しない場合はためらわずに救急車を呼びましょう。

6月末までの災害出動状況

	令和8年	令和7年
火災	1件	5件
救急	463件	571件
救助	17件	17件
その他	56件	49件

6月末までの町内交通事故発生状況

	令和8年	令和7年
人身	24件	8件
物損	558件	582件
死者	0名	0名

消費者コーナー 倶知安消費者協会

第56回消費者大会のお知らせ

会員の皆さま、町民各位のご出席をお待ちしています。

■日時：8月28日(金) 13時～
■場所：文化福祉センター2階 中ホール
■テーマ：「整理収納を考える」
北海道消費者協会非常勤講師
住宅収納スペシャリスト
ルームスタイリストプロ
整理収納アドバイザー 佐藤 美樹 氏

◎最近の相談内容

町内でも「ネット通販で解約できないケース」や「詐欺サイトでお金をだましとられる事例」が増えてしています。これらの事例を防ぐためには1人で悩まず、相談しましょう。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

第43回共和かかし祭り「かかし」大募集

アイデア・ユーモアにとんだ伝統・現代・動くものなど、かかし祭りにふさわしいものを募集します。

■日時／8月23日(日)

■場所／共和町憩いの広場（共和町役場庁舎裏）

■製作料／1体につき3千円補助 ※1人3体まで。製作材料などを判断し補助できない場合有

■搬入受付／8月22日(土)9時～正午 ※詳細は問合せ

■共和かかし祭り実行委員会（事務局）共和町役場産業課商工

■観光室商工観光係

☎ 0135-67-8778

北方領土返還要求運動強調月間

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現

は、道民をはじめとした国民の長年にわたる悲願です。

北海道、市町村および北方関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」と定め、連携して返還要求運動を実施します。

【北方領土四島返還スローガン】語るたび その四島（しま）がまた 近くなる

また、道では「北方領土の日」ポスターコンテストの作品を募集中です。

■応募部門／高校生以上の部、こども部（小学5・6年生、中学生）

■応募期限／10月5日(月) 詳細は北方領土対策本部のHPをご覧ください。

■北海道総務部北方領土対策本部

☎ 011-204-5068



成年後見制度が変わります

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方を守る「成年後見制度」が、制度開始以来26年ぶりに抜本的に見直されました。今回はその概要をご説明します。

現行制度では「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じていずれかに当てはめる仕組みです。しかし、最も利用者の多い「後見」では、後見人に包括的な代理権が与えられ、本人が自分で決められることまで後見人が代わりに行う場面が生じていました。また、「一度始めたら原則として亡くなるまでまで終われない」という制度が、申立てをためらう理由になっているとの指摘がありました。

改正の柱は「補助への一元化」です。今後、後見・保佐の2類型は廃止され、最も柔軟な「補助」に統合されます。家庭裁判所が必要な行為を個別に特定して代理権・取消権を付与する、いわばオーダーメイド型に生まれ変わります。

判断能力を常に欠く重度の方には、従来の「後見」に近い手厚い保護として「特定補助人」を付す仕組みが新設されます。

もう一つの大きな変化が「終われる後見」の実現です。家庭裁判所が必要がなくなったと認めれば、制度を途中で終了できるようになります。

この制度がいつから施行されるかはまだ正確には決まっていますが、2028年末までの施行が見込まれます。

施行までの間は、現在の制度がそのまま続きます。施行後は、すでに後見・保佐を利用している方については、そのままの制度を継続することもできますし、新たな申立てをすることで新しい補助制度に移行することもできます。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

人の動き 令和8年6月末現在			
人	口	14,243人（前月比	-35）
男		7,388人（前月比	-24）
女		6,855人（前月比	-11）
世帯数		8,307世帯（前月比	-29）
うち外国籍住民		1,470人（前月比	-19）

おいくら?

ReNet.jp recycle

ジモティー

再利用できるものは、町と連携する民間サービスで、無料・簡単にリユース（再利用）！